

ご 連 絡

令和7年10月29日

御中

〒453-0015

名古屋市中村区椿町 7-20 恒川ビル 5 階
にお法律事務所

弁護士 丹 羽 洋 典

電話 052-459-5515 ファックス 052-459-5516

前略 当職は、令和[]発生交通事故被害者[]
[]の相手方に対する損害賠償
事件の委任を受けている弁護士です。

この度、貴社が企画した「[]
[]」の参加選考のため、[]により
実施された面談における貴社担当者による[]氏に対する対応についてご連絡
いたしました。

ご連絡しました趣旨及び原因につきましては下記のとおりですので、当職と
しましては、[]氏に対して貴社の善処を求める次第です。

草々

記

第1 ご連絡の趣旨

- 1 下記ご連絡の原因記載事実（以下「本件事実」といいます。）に関し、
貴社として[]氏に対し何らかの対応をとるお考えがあるか。

あるとのことであれば、速やかに[]氏に直接ご連絡しなるべく対応を
されたい。

- 2 今後同様の事態を生じさせないため、貴社として何らかの社内体制を構
築する意向があるか。意向があるとのことであれば、速やかに着手いた
だき、その具体的内容や顛末等について[]氏に報告されたい。

第2 ご連絡の原因

1 本件事故及び症状内容について

- (1) 当時高校3年生であった■■■■氏は、令和■■■■、自転車で通学中、青色灯火信号にしたがい横断歩道を走行中、右方道路から赤色信号を無視し時速約60キロメートルで走行する加害者運転普通乗用自動車から衝突を受け、10メートルほど跳ね飛ばされ外傷性くも膜下出血、びまん性軸索損傷、右側頭葉脳挫傷、肋骨・骨盤骨骨折等の重傷を負いました。

なお、相手方加害者は貴社グループ会社である■■■■

■■■■工場の従業員で、出勤中の事故でした。

- (2) ■■■■氏は、意識不明の状態で見送られ、医師からはもう話すことも目を開けることもないと告げられ、2週間ほど意識不明に陥りましたが奇跡的に意識を回復しました。

しかし、事故から2年半が経過する現在においても、エントリーシートに記載したとおりの記憶・注意力・集中力・言語障害・地誌的障害・易疲労性等の高次脳機能障害のほか、複視、めまい感、体温調整困難等の症状が残存しており定期的な通院を余儀なくされ、未だ回復の目途は立っておりません。

そして、精神障害3級の認定を受け、現在でも独力で外出することは困難であり常に付き添いが必要で、大学の講義でも大学側から相当の配慮を受け体育実技を免除されるなどして何とか出席している状況です。

2 貴社面談での事実関係について

- (1) ■■■■氏は貴社が実施した「■■■■」に参加を希望し、障害者向け就職支援サイト「■■■■」経由で申し込みを行い、本年■■■■からZoom面談の方式により、貴社担当者2名と面談を実施しました。

その際、女性の担当者から、話の脈絡とは無関係に突如、

「あなたの障害、軽いですよね。」

と言われました。

- (2) ■■■■氏は、あまりに心無い発言を突如投げかけられたことに言葉を失い返す言葉もなく面談は終了し、結局■■■■氏は選考に落選しました。

■■■■氏は、何らの落ち度もなく事故に遭い、障害のために残りの高校生活ばかりかその後の進路という自分や家族の人生設計を滅茶苦茶にされた中で、家族や周囲の協力を得て必死の努力で高校を卒業し、(志望大学には到底及ばないものの)何とか大学に入学し、少しでも元の状態に戻れるよう毎日を懸命に生きています。

その折、障害を抱えながらも前向きに将来を生きていきたいとの希望を胸に抱き一念発起して応募し臨んだ貴社の面談であったにもかかわらず、貴社担当者から、「障害が軽いのでは」などと軽々しく口走られたことに対し差別感を覚え、これまで懸命に障害を乗り越えようと必死に生きてきた自分や家族までも否定された思いに陥り、精神的に傷つけられ酷く落ち込んでおります。

また、貴社のグループ会社の従業員が出勤する際に起こした事故であり、かつ、貴社も重々承知のとおり高次脳機能障害が交通事故により発症するケースが多いところ、自動車会社でありかつ貴社のグループ会社従業員のせいでこのような状況に陥っているにもかかわらず、貴社担当者のあまりにも無自覚で無神経な姿勢に心から憤っております。

- 3 高次脳機能障害は「目に見えない障害」と呼ばれ、外見上は障害があるようにはみえないことが多いのですが、本人やその家族の苦労や大変さは計り知れません。

特に高次脳機能障害は、交通事故外傷という点から国土交通省が中心となって支援を進め、最近では患者支援拡大を内容とする立法案が制定されたという経緯からも明らかなとおり、交通事故により発症することが多く、自動車メーカーである貴社においては、よりその病態をしっかりと把握しておくべき社会的責任があると考えられ、貴社の窓口として障害者雇用を担当する従業員であれば猶更その責任は重いはずです。

貴社担当者の発言の意図は不明ですが、■■■■氏が貴社担当者の上記発言を受け、現在においても差別感を感じ精神的にひどく落ち込み、強い憤りを感じている状況や、今後貴社が同様の事態を繰り返し、■■■■氏と同じような思いをする障害者を増やさないために、ご連絡に至った次第です。

以上